

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年12月1日

総務課

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医など身近な医療機関へ相談してください】

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方^{（※）}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

^{（※）} 妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も、相談してください】

- ① 症状が4日以上続く場合は必ず相談。
- ② 症状が強くなったと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合は、すぐに相談。（4日以上待たずに）

【相談窓口について】

地域によって支援体制が異なりますので、事前に確認してください。

長野県の場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医をもたない場合、土日祝日や夜間など相談先に迷った場合は、保健所の「受診・相談センター」に電話で相談をしてください。（24時間対応ですが、できるだけ受診調整できる日中に相談しましょう。）

事前連絡なしに、直接医療機関を受診することは絶対に避けてください。

<自宅で症状が出た場合>

- ① 所属長に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。

<会社で症状が出た場合>

- ① 所属長に報告し、直ちに帰宅して自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。
- ③ 念のため、症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、所属長に連絡してください。
- ② 産業医の判断を含めて、出勤可能かどうかを判断します。発熱や咳などの風邪様症状が見られた場合、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善されるまでは、出勤を認めません。症状等によって、一定の自宅待機期間を設ける場合もあります。

- ③ 出勤再開後、1 週間程度は体調管理と感染防止策の徹底に留意してください。（感染の可能性を考慮して行動してください。）
発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

3. PCR 検査等の検査を行った場合

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
② 検体採取は、受診した医療機関もしくは、「PCR 検査センター」等で行います。指示に従ってください。
③ 検査結果が出るまで、1～2 日程度かかる場合があります。その間は他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。家庭内での飲食もできるだけ別にするようにしてください。

4. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、大至急所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。
現時点では、指定医療機関等の医療機関で治癒するまで入院となります。ただし、軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。
② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急所属長に連絡をしてください。

【他の社員等への対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。所属長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

5. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、就業制限解除の基準（退院基準と同じ）を満たすまでは就業できません。
② 年次休暇もしくは傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同様です）

6. 感染後の職場復帰の目安

- ① 感染の症状が見られた場合、次のいずれかを満たした後に退院となります。
・発症日後 10 日かつ症状軽快後 72 時間が経過（最短 10 日）
・症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認
② 感染の症状が見られなかった場合、次のいずれかを満たした後に退院となります。
・検体採取日から 10 日以上経過
・検体採取日から 6 日以上経過し、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認
③ 上記の退院基準を満たした場合に、法律に基づく就業制限も解除されますが、最終的な勤務再開日は、退院後の体調などを確認しながら、産業医の判断を含めて決定します。

7. 濃厚接触者となった場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅であった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
最終接触から、14 日間の自宅待機とします。
可能な場合、在宅勤務や他の社員と接しない場所での勤務を行う場合もあります。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

8. 濃厚接触者であることが疑われる場合

【仕事や日常生活で接した人に、感染もしくは濃厚接触者の疑いがある場合や、自分が行った場所で感染者や濃厚接触者がいたことがわかった場合など】

- ① 確認できた状況を整理し、直ちに所属長に連絡してください。自宅であった場合は出勤しないでください。
- ② 所属長は、接触状況等を詳細に把握し、総務課へ連絡してください。
- ③ ②の接触状況等を踏まえて一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しない場所での勤務を行う場合もあります。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

<補足事項>

状況によっては、直接濃厚接触者であることが疑われなくても、接触があったとして保健所が PCR 検査等を行う場合があります。その場合、原則として勤務の制限はしませんが、本人と相談した上で一定期間の自宅待機や在宅勤務、他の社員と接しない場所での勤務などを行うこともできることとします。勤務に際しては、体調管理と感染防止策の徹底に留意してください。

9. その他

- ① 無症状の人が、感染の有無を確認する目的で、自らの意思に基づいて民間の検査機関等で PCR 検査を受ける場合があります。その結果、陽性と通知された場合は、速やかに検査機関等へ連絡し、指示に従ってください。直接医療機関を受診したり、不用意に他者と接触したりすることは絶対に避けてください。以降の対応は〔本人の場合〕4. を参照してください。
- ② 慢性的に風邪様症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている社員は、治療の状況を保健師にお知らせください。(喘息・アレルギー等) 症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 所属長は、感染者と同居家族等の接触状況等を詳細に把握し、総務課へ連絡してください。
- ④ 同居家族等が濃厚接触者であるかどうか確定するまで、一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しないような場所での勤務を設ける場合もあります。
- ⑤ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 同居家族等の経過観察期間と同じ期間を自宅待機とします。また、当該同居家族等との接触を避けてください。
- ③ 同居家族等が保健所による PCR 検査等を受けて陰性だった場合は自宅待機を解除しますが、引き続き当該同居家族等との接触は避けてください。勤務再開に際しては、本人と相談した上で一定期間の自宅待機や在宅勤務、他の社員と接しないような場所での勤務などを行うこともできますこととします。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が出たら、念のため所属長にその旨を伝えてください。自宅でも感染防止策の徹底に留意してください。
- ② 同居家族等において解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

同居家族等の感染が確定した場合、社員は濃厚接触者になります。

〔本人の場合〕 7. を参照してください。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 受診・相談センター（保健所）

■ 本社勤務の方

電話相談窓口	電話番号	備考
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	0267-63-3164	
上田保健福祉事務所（上田保健所）	0268-25-7135	
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	0266-57-2930	
松本保健福祉事務所（松本保健所）	0263-40-1939	
大町保健福祉事務所（大町保健所）	0261-23-6560	
長野保健福祉事務所（長野保健所）	026-225-9039	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡
北信保健福祉事務所（北信保健所）	0269-62-6104	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
長野市保健所	026-226-9964 026-226-4911	平日：8:30～17:15 休日・夜間：17:15～8:30

■ 東京支社勤務の方

所在地	電話相談窓口	電話番号	備考
東京都（日中）	各保健所の相談センター		
板橋区	板橋区保健所	03-5877-4834	平日：9:00～17:00
新宿区	新宿区保健所	03-5273-3836	平日：9:00～17:00
世田谷区	世田谷保健所	03-5432-2910	平日：8:30～17:15
千代田区	千代田保健所	03-5211-8175	平日：8:30～17:15
青梅市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日：9:00～17:00
東久留米市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日：9:00～17:00
東京都（夜間）	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター	03-5320-4592 [都内全域対象]	休日・夜間
埼玉県	さいたま市帰国者・接触者相談 センター	048-840-2220	8:30～17:15
	新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター	0570-783-770	24 時間対応
神奈川県	横浜市帰国者・接触者相談セ ンター	045-664-7761	9:00～21:00 夜間は各区の相談窓口へ
	川崎市高津区	044-861-3341	8:30～21:00
	帰国者・接触者相談センター 受付窓口	0570-056799 045-285-1015	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀 市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町 以外
千葉県	松戸健康福祉センター	047-361-2140 0570-200-613	平日：9:00～17:00 休日・夜間